

住宅宿泊事業を営まれている皆様  
住宅宿泊管理業を営まれている皆様

事 務 連 絡  
平成31年2月28日  
京都市保健福祉局医療衛生推進室  
医療衛生センター長  
(住宅宿泊事業審査担当)

### 住宅宿泊事業における本人確認及び宿泊者名簿の記載等の徹底について

日ごろは、本市の保健福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

昨今、いわゆる「民泊」を拠点として、犯罪行為を繰り返す事件が多発していることから、不特定多数の者が利用する届出住宅においては、住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第8条第1項等に規定する宿泊者名簿の備付けや必要項目の記載の徹底、旅券（パスポート）の確認を確実に行うことなどにより、犯罪行為を未然に防ぐことが重要となります。

警察庁からの依頼を受けた国通知<sup>\*</sup>を踏まえ、改めて、本市条例第12条第4項に基づき、**対面等の方法により全ての宿泊者の本人確認及び人数確認**を行っただうえで、下記のとおり**宿泊者名簿の適正な記載等の徹底**をお願いいたします。

#### 記

- 1 **宿泊者名簿は**、届出住宅又は住宅宿泊事業者の営業所・事務所のいずれかに備え付け、これに**宿泊者の氏名、住所、職業その他必要な事項を記載し**、同名簿を作成の日から少なくとも**3年間保存してください**。

なお、京都市長からの要求があったときは、同名簿を提出する必要があります。

- 2 宿泊者に対しては、宿泊者名簿への正確な記載を求めるとして、**宿泊者全員を記載する必要があります**、代表者のみの記載は認められません。
- 3 日本国内に住所を有しない**外国人宿泊者に関しては**、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、**旅券の写しを宿泊者名簿と共に3年間保存してください**。

なお、旅券の写しを保存した場合には、写しの保存をもって当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えありません。

- 4 営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が**旅券の呈示を拒否する場合は**、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性のあるものとして、**最寄りの警察署に連絡する**等、適切な対応を行ってください。
- 5 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力してください。

なお、当該閲覧請求に応じた個人情報の提供は、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第4号に基づく適正な措置であり、本人の同意を得る必要はないとされています。

---

<sup>\*</sup> 住宅宿泊事業法に基づく宿泊者名簿への記載等の徹底について（平成29年薬生衛発1222第1号生活衛生課長通知・平成29年観観産第602号観光産業課長通知）

(参考)

○住宅宿泊事業法(抄)

(宿泊者名簿の備付け等)

第8条 住宅宿泊事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより届出住宅その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事(本市では京都市長)の要求があったときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、住宅宿泊事業者から請求があったときは、前項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を告げなければならない。

(罰則)

第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第8条第1項(第36条において準用する場合を含む。)、(中略)の規定に違反した者

○住宅宿泊事業法施行規則(抄)

(宿泊者名簿)

第7条 法第8条第1項の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

2 法第8条第1項の国土交通省令・厚生労働省令で定める場所は1次の各号のいずれかに掲げる場所とする。

一 届出住宅

二 住宅宿泊事業者の営業所又は事務所

3 法第8条第1項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日のほか、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。

4 略

○京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例(抄)

(住宅宿泊事業の適正な実施)

第12条

4 住宅宿泊事業者は、(中略)全ての宿泊者の本人確認及び人数確認をしなければならない。(以下略)